

区域外就学許可基準

上田市教育委員会

保護者が区域外就学を希望し、「区域外就学願」を提出したとき、教育委員会では次の許可基準を考慮のうえ、適正と認められる場合に区域外就学を許可します。

許 可 基 準 内 容	必 要 書 類
1 卒業学年(小学校6年生、中学3年生)の場合	
2 転居が学期途中であり、学期末または学年末まで転居前の学校に通学させたい場合	
3 転居が予定されているため、あらかじめ区域外の転居先の区域の学校へ通学させたい場合	・その区域への転居に関わる書類等(契約書等の写し)
4 病院の院内学級に通学させたい場合	
5 いじめ、不登校等による精神的な問題点が、転校することにより解消されると判断される場合	・意見書(関係学校長から教育委員会へ提出)
6 心身の事情やその他特殊な事情により、区域の学校への通学が困難な場合	・意見書(関係学校長から教育委員会へ提出)

※ なお、いずれの場合も次の点にご留意ください。

- (1) 距離的・時間的に通学に大きな支障がない範囲の学校としてください。
- (2) 通学については、保護者の責任において行ってください。
- (3) 許可期限後は、「上田市立小・中学校の通学区域に関する規則」による学校に通学することになります。
- (4) 許可期限後も引き続き区域外就学を希望する場合は、改めて申請を行ってください。